

## 第4回 今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会 議事要旨

日時：平成23年1月14日（金）14：00～16：30

場所：東京国際フォーラム G502 会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 題

(1) 今後の瀬戸内海の水環境の在り方に関する論点整理（素案）について

### 3. その他

### 4. 閉 会

### 出席者

(委員) 岡田 光正(座長)、榊原 雅晴、柴田 潤子、白幡 洋三郎、西田 修三、真継 博、松田 治、  
鷺尾 圭司

(環境省) 水・大気環境局 関水環境担当審議官、吉田水環境課長

水環境課閉鎖性海域対策室 室石室長、橋本室長補佐、山田審査係長

### 配付資料：

資料－1 今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方整理表

資料－2 今後の瀬戸内海の水環境の在り方に関する論点整理（素案）

資料－3 今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方（第3章文案）

資料－4 今後の瀬戸内海の水環境保全の方向性（第4章文案）

参考資料－1 第3回今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会 議事要旨（案）

参考資料－2 今後の水環境保全に関する検討会（中間取りまとめ）

議事概要：以下のとおり。

## 1. 開会

## 2. 議事

### (1) 今後の瀬戸内海の水環境の在り方に関する論点整理（素案）について

#### はじめに【資料1、資料2（第1章）】

- ・環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 橋本室長補佐から、資料2（今後の瀬戸内海の水環境の在り方に関する論点整理（素案））を基に、本懇談会の最終とりまとめに当たってのスタンスについて説明がなされた。特に、懇談会という性質上、意見の取舍選択は行わず、瀬戸内海の水環境に関し存在する意見や議論として広く取り扱っている旨説明がなされた。
- ・また、資料1（今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方整理表）を基に、今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方（5つ）と、そのための今後の方向性（12方針）の関係について説明がなされた。

#### 瀬戸内海の現状【資料2（第2章）】

- ・事務局から、瀬戸内海の現状について、価値と課題の観点から説明がなされた。  
瀬戸内海の価値は、多面的機能を有する海域として道（海路）・畑（漁業資源）・庭（景観資源、観光）としての高い生態系サービスにある。  
それに対し、課題として、目標設定、目標の評価、水質、底質、物質循環の変化、水産業、地球温暖化の影響、調査・研究、水質保全に向けた取り組み、景観・ごみ・観光資源、産業、瀬戸法、環境学習、環境に配慮した構造物への転換、生活・文化、沿岸域管理といった観点から挙げられた。

#### <質疑>

##### 【鷲尾委員】

瀬戸内海で暮らす人の生活という観点が抜け落ちているように思う。文化については若干ふれられているが、そこで生きている人の位置づけがないため、空洞化の進行が心配である。どの項目に入れ込むか判断は難しいが、人・暮らし・文化という辺りで一つの項目がいるのではないか。

⇒【室石室長】

指摘の点について、事務局で再度検討した上で中に入れ込みたい。

##### 【松田委員】

海岸線の形状（人工海岸、自然海岸）について新たな項目立てが必要と考える。瀬戸内海では、一般に自然の残存が良好とのイメージがある地域（徳島県、大分県）においても自然海岸の残存率が極めて低い（3割程度）状況にある。これらにより、景観や観光といった観点（既に素案への掲載あり）のみならず、生態系、物質循環へも影響を及ぼしている。そのため、海岸線形状の人工化の拡大を指摘した上で、景観・観光への影響の波及についても示すといった方法が考えられるのではないか。

##### 【柴田委員】

資料中、線を引いてある部分にはどういう意味があるのか。

また、瀬戸法のところで、良好な環境の保全を最優先して設定する基準によって、海域利用を

調整することが必要である、というところは下線が引かれていないが、これは課題ではないのか。

⇒【事務局】

課題に相当するところにアンダーラインを引いた。

⇒【室石室長】

指摘の箇所は、原因（課題）を解消するための取り組み（具体施策）と判断したためアンダーラインを引かなかった。そのため、アンダーラインが少ないとの印象があるものと思われる。

【真継委員】

道としての価値の現況を現実よりかなり高く（利用がよくされているということ）評価しているように感じる。現実には、昔と比べたら、人流などほとんどされなくなっており、その結果として島、離島の価値がなくなってきたと思う。また、物の流れも変わっているわけで瀬戸内海の島々の価値が変わってきてしまっている。人がいなくなったがために、良好な管理などができなくなってきたのではないかということをもう少ししつこく書いて欲しい。

また、各先生の文章、コメントの引用方法について、引用に当たって前後の省略などにより違和感を覚える箇所がある（例：6ページの調査・研究で若手研究者が名指しされているが、若手研究者だけの問題ではないのではないかと）。そのような箇所はもう少し丁寧に前後を入れるなどするとよいのではないかと。

6ページの地球温暖化の影響について、発言内容がそのまま掲載されているが、その他の影響（例えば、ノリの生産期間が減少することの影響としては温暖化による水温の上昇も挙げられよう）も指摘されているため、その辺は現時点での知見等からももう少し記述を増やす方がいいのではないかと。

人と海とのふれあいという観点で、例えば、工場や港湾機能に海岸線が占有され人が近寄りづらくなっているという問題点に対し、入浜権というような話もしたことがあるため、そういうような記述ももう少しいるのではないかと。

⇒【岡田座長】

今回のとりまとめに当たり、事務局は議事録を十分丁寧に拾ったと思うが、抜けていた可能性がある。また、指摘のとおりまとめ方が不十分で内容が伝わらない部分もあったと思う。事務局は、再度、議事録をもう少し丁寧にチェックされたい。

【西田委員】

瀬戸内海の課題（2）水質という項目の中に、漁業者の目から見た瀬戸内海の課題というまとめ方をされているが唐突な感がある。そのため、別の意味での課題というような設定か、もしくは、水質の中に入れ込むのは難しいようにも思われるので、再検討していただきたい。

⇒【岡田座長】

指摘のとおりと思う。事務局は、別に項目立てするなり再検討するように。

【鷲尾委員】

上記の漁業者の目から見た瀬戸内海の課題④に、“ノリ養殖は資源管理型漁業であり”との記述があるが、ノリ養殖は資源管理の棲み分けをしてくれるのであって、ノリ養殖が資源管理型漁業というわけではない。この発言の趣旨は、資源管理に資するということであった。

⇒【岡田座長】

最後の報告では言葉遣いも重要となるのでしっかり確認していただきたい。

【松田委員】

現在、生物多様性についても随分まとめ直しや、新しい目標が設定されつつあるが、瀬戸内海の広域的、長期的な生物多様性の正確なデータはない状況である。しかしながら、例えば、断片的なデータや個々のエリアでの研究結果、漁獲物組成の変化等からすると、やはり相当生物多様性が少なくなったとか、少ないままになっている等、ある程度いえると思う。全体的にはわからないが、モニタリングの話とのからみもあり、やはり課題の中にできる範囲で拾い上げた方がよいのではないかと。

⇒【室石室長】

多様性の減少という言い方で検討したい。

**今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方【資料3】**

・事務局から、資料3を基に、基本的な考え方（5つ）とその内容について説明がなされた。具体的には次のとおりである。

従来の水管理中心的な方法から、豊かな海というような生態系管理、物質循環の管理への転換を図る。／白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観を保全する。／藻場、干潟、底質等の失われた環境を再生する。／地域で培われてきた海と人との関わり方の知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生と適切な保全、利用を進める。／現状の瀬戸内海の生態系構造に見合った漁業・養殖形態を考え、総合的な資源管理を進める。

<質疑>

【鷲尾委員】

「白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観を保全する。」については、何処をとということが必要ではないか。他の4つは全体に当てはまることかと思うが、白砂青松、多島美はどこでもこれが基本的な考え方だということにはならない。ただし、この時、国定公園として定められた場所が当てはまるかという必ずしもそうではなく、そういう意味では見直しの必要な面も出てきていると思う。

また、「現状の瀬戸内海の生態系構造に見合った漁業・養殖形態を考え、総合的な資源管理を進める。」について、“従来の産業構造では継続的に利用していくことが難しい場合もある。”との説明がなされているが、この段落は主に漁業について語られているため、一般的な産業構造と敢えて抽象的な記述をしなくてもよいのではないかと。

【松田委員】

「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」について、発想の転換を図る必要性は、管理の対象（水から生物へ）だけではなく、行政手法にも及ぶのではないかと。すなわち、総量削減のような今までの規制行政（水質管理）から、再生・創生のような環境修復が求められる生態系を対象とするとすると、なかなか規制だけでは進まない。また、規制行政は法律や基準をつくってそれを守らせるというトップダウン型の施策に比較的なじむようだが、地域毎の違う生物・環境の中での自然再生には地域主導型のボトムアップ的な取り組みとうまくリンクする必要がある。そういう意味で、行政や事業の進め方の在り方にまで遡っての発想の転換を図る必要性のニュアンスも必要ではないかと。

⇒【岡田座長】

事務局で議論し、文章等検討していただきたい。

【真継委員】

「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」について、“赤潮発生回数が大幅に減少するなど改善されてきたが、一方で、依然として赤潮が年間100回程度発生、漁獲生産量も低迷した状態”となっているが、一方でという使い方は、依然として赤潮が発生のその次くらいに一方でということにした方がわかりやすいのではないか。

「白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観を保全する。」について、説明文の末尾の“これらを保全する必要がある”のこれらは、自然景観なのか、それとも、今までいろいろな社会文化的な景観とかいろいろな議論をしてきたその辺の全体を指しているのかが不明瞭である。

「藻場、干潟、底質等の失われた環境を再生する。」について、藻場と干潟と底質を同列に並べることには違和感がある。例えば、底質のところを砂浜に変えたらどうかと思うが見解を伺いたい。

⇒【室石室長】

二点目の白砂青松の部分については、鷲尾委員からも場所を限定する旨指摘をうけたが、同様の趣旨と思うため、両者の意見を踏まえてよく考えたい。

三点目の砂浜ではないかという意見については、松田委員からの人工海岸化を問題点とする旨の指摘を踏まえた全体を考えれば、ここで砂浜がでてくるのは妥当で違和感はないと思う。ただし、底質の扱いについては、藻場、干潟、砂浜等としてしまうのか、さらに底質とってしまうのかについて意見をお聞きしたい。

【岡田座長】

環境再生にすごく重点を置いているとなると、その目的は生態系管理（「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」）に繋がる話でもあるため、これを分ける方法も、くつつける方法も考えられる。また、「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」の方はどちらかという生態系管理へと管理（管理の中には再生も保全もあろう）に重点が置かれているような気もする。事務局としてのその辺の意図は何か。

⇒【室石室長】

今後の方向性「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」は、望ましい水環境像「良好な水質で生物生産力と多様性の高い海域」及び「豊かな水圏生態系・生物多様性」に向けた方向性であり、今後の方向性「白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観を保全する。」は、望ましい水環境像「良好な海岸・海洋環境」（物理面や生態系といった環境そのもの）に向けた方向性として想定した。

【西田委員】

「水質管理中心的な方法から、豊かな海へ向けた物質循環、生態系管理への転換を図る。」について、発想の転換という文言になっているが、このことの必要性は皆が共有していることであり、今や発想という時期ではないと思うので、発想の転換ではなくて、『管理への転換を図る』くらいの表現が必要ではないか。また、この説明文の中で、“適正な物質循環や生態系の健全性”という表現があるが、適正という言葉があいまいで非常に理解しづらい。

**今後の瀬戸内海の水環境保全の方向性【資料4】**

・事務局から、資料4を基に、今後の方向性（12方針）とその内容について説明がなされた。具体的には次のとおりである。

①地域の協議による水環境目標の設定／②湾・灘毎の状況に応じた管理／③富栄養化対策からの発想転換／④水環境の目標や現状を表す適切な指標の検討／⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復／⑥健全な水・物質循環機能の回復／⑦調査研究の推進／⑧地域の参加・協働／⑨地域再生／⑩環境学習の推進／⑪総合的な資源管理／⑫自然景観の保全

## <質疑>

### 【鷺尾委員】

⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復について、面積を昔に戻すとされているが、この昔というのはいつなのか。また、里海指定浅海域制度とは何で、どこまで論及するものか。

⑧地域の参加・協働について、共同利用権が何を指しているのか不明瞭である。本懇談会は在り方に関する懇談会であり、環境省の範疇以外についても提言することが非常に重要だと思うため、このようなことを記述すること自体はよいと思う。是非どういふものをイメージしているのかということを示していただきたい。

⇒【橋本室長補佐】

指摘のとおりと思う。今回の資料は、これまでの3回の懇談会中に意見としていただいたものを列挙するスタンスで整理したため、わかりにくい文言、表現や、どこまでオーソライズされているのか等の確認が必要なものも混じっている可能性がある。今回の意見を踏まえて検討したい。

⇒【鷺尾委員】

漁業の立場からいうと、元のかたちに戻していただきたいのがやまやまであるが、埋立地を大分掘る必要が生じる。

⇒【岡田座長】

藻場・干潟の面積を昔に戻すということの昔がいつなのか、確か発言者もその場では定義されなかったと記憶している。これは、本人に聞けば済むことなのか、そもそも記述すべきものなのかという議論があると思う。例えば30年前に戻すことは不可能なことであり、十分に検討する必要がある。事務局で検討していただき、次回の懇談会で議論したい。

### 【松田委員】

⑥健全な水・物質循環機能の回復について、干潟に関してダムの排砂のことが書かれているが、ダムを書くのだったら、ダムとか河口堰の水の管理自身が瀬戸内海へ及ぼす影響についてもふれた方がいいと思う。というのも、例えば、岡山県では冬のノリ養殖の栄養塩不足に対し、高梁川等での緊急放流も既に行われているし、さらには、瀬戸内海に流入する川にはダム年鑑に載っているダムだけで600程度あり、その影響は多大と考えられるからである。この頃ではダム管理者の方でも生態系への配慮という観点からかなり思案されてもおり、そのことについても記述したらどうか。

⇒【岡田座長】

指摘のとおりであろう。

### 【真継委員】

①地域の協議による水環境目標の設定について、利害関係者が協議会等で議論しながら方向性を決めることは必要と思うが、調整しきれない場合に調整する機関が必要であると思う。水産

の方では水産漁業調整委員会という制度があるが、同様の制度があればいいと思うし、その旨の記述が必要なのではないかと。また、各利害関係者に対し適切な情報を提供する機能もあわせて持つことが必要と思う。

②湾・灘毎の状況に応じた管理について、地域住民との話し合いの場で決めていくことが基本とされているが、これは少し言い過ぎと思う。漁業のことはやはり漁業者自身がどうするのかを考えるべきではないかと思う。また、この際、環境教育の活動が非常に重要と思うが、環境学習、地域の参画、協働というようにトータルで言った方がいいのではないかと思う。

⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復について、里海の定義が必要と思う。また、森・川・海も関連が深いので、その辺りの記述もできたら入れられないか。森が適正に管理されれば、海にとっても非常にいいことであるし、昔は田畑への肥の散布により海の栄養源になっていたが、現在は下水処理に伴い除去されるという問題がある。その辺りをもう少し記述してはどうか。

⑥健全な水・物質循環機能の回復について、下水処理における窒素・リンの適正排出等の対応が必要とされているが、窒素・リンは非常に重要な資源でもあり、下水処理場の汚泥として蓄積・残存しているものをうまく取り出して使うというようなことが記述できないか。ただし、今まで下水処理場で一生懸命処理していたものを海に流すというようなイメージになっては具合が悪いと思うので、それを踏まえて表現を変えたらいいのではないかと。

⑦の調査・研究について、例えば、大阪湾では依然として水質改善が必要であるが、その要因が底泥も含めた過去の汚染の蓄積によるものであるのか、それとも、現在流出しているものがまだ悪いのか等について総合的にシミュレーションを行う必要があるのではないかと。また、その旨、報告書に記載することで予算どりもしやすくなるのではないかと。

⑨地域再生について、NPO への経済的支援が必要となるが、企業だけではなく行政も共同で行う必要があるのではないかと。

⑩環境学習の推進について、子供たちに一方的に教えるイメージがあるが、子供たちが自ら考え、自分達の意見を述べて行動するような働きかけ、または、そのような子供が育つ社会にする必要があると思う。そのように解釈でき、子供達の意見をうまく世の中に作用させる記述ができればと思う。

また、国際貢献と気候変動への適応という項目も必要ではないかと。

⇒【岡田座長】

指摘の趣旨に従って修正をしていただきたい。また、異なる意見はひとまず列挙するとよいのではないかと。

⇒【橋本室長補佐】

懇談会のため、全員の合意の下での結論を導き出すのではなく、幅広にまとめていきたい。最終的なとりまとめに当たっては、発言者を提示しないため、その場合の報告書としての認識のされ方を意識し、誤解を生じないような表現に見直す必要があると思っている。修正案で再度確認をお願いしたい。

⇒【岡田座長】

有識者の意見の中には、当然の内容については特に発言をせず、まだ十分に認識されていないことや新しい考え方など、その次のことを重点的に取り上げた場合もあると思う。とりまとめに当たっては、そのことを踏まえ、前提となるような知見等を補足するなど、状況に応じて修正等、対応していただきたい。

気候変動と国際貢献も必要な項目だろう。

【松田委員】

先に、真継委員から指摘のあった、森・川・海の話の追加については、この枠組みであれば、⑥健全な水・物質循環機能の回復の中が当てはまるかと思う。森・川・海については、他の省庁の施策としてかなり取り組まれていることから、割合つながりやすいと思う。山地や河川流域の人にとって海は遠い存在であり、本来、昔から海に関心を持っていなかった。従って、海の側から森・川・海の必要性について言う必要があるので、その旨の記述は必要だろう。

【西田委員】

⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復について、瀬戸内海の自然な海浜の全てが漁業に関わっているわけではないことから、里海をきちんと定義して評価する必要がある。また、大阪湾の水質改善は底質改善や浅場の造成がよい旨記述されているが、この時の発言の趣旨は、藻場・干潟造成の効果よりは底質改善の方が大きいということであり、大阪湾の水質改善は底質改善、浅場造成が最適、最善ということとはニュアンスが違う。その他の改善手法として、例えば、流況制御という手法（例：水質改善のための構造物の設置、防波堤の透過性の増大等）も最近盛んに採られており、それらも水質改善に有効に働くとの議論も一部にはある。

⑥健全な水・物質循環機能の回復について、藻場と干潟の維持管理策として、ダムからの排砂、二枚貝等の放流・増殖、下水処理場における窒素・りんの適正排出等の対応が挙げられているが、藻場・干潟の維持・管理のために下水処理場からの適正排出が必要なのか不明であり、その関係性がよくわからない。

⑦調査研究の推進について、科学技術面を育てる行政以外の機関との記述があるがわかりにくい。科学技術面をサポートという意味なのか、それとも、この後ろの方に書かれている閉鎖性海域対策を科学面からサポートする国の機関という正にこれのことなのか曖昧である。とりまとめに当たっては、あまり無理して発言にあわせて列挙する必要はないのではないかと。そうすることで、項目として不自然になったり、内容のつながりが悪くなるため、そういった点に配慮しながら若干変更するとよいのではないかと。

⇒【岡田座長】

発言内容の具体性を高め、よりわかりやすく正確にするためにも、発言者に確認をとるとよいのではないかと。

⇒【橋本室長補佐】

今回の作業に当たっては、議事要旨を中心に行った。そのため、前後の抜け等による不明瞭さ、不自然さが生じたと思う。再度、議事録までさかのぼり、必要に応じて発言者に確認をとるようにする。

【榊原委員】

①地域の協議による水環境目標の設定について、いきなり“利害関係者が一堂に会する”との記述があるが、利害関係者とは何のことなのかわかりにくい。例えば、行政や漁業者、住民、企業などの⑧に記述されているような具体的な言葉が入っていればわかりやすい。

⑫自然景観の保全について、生活文化学との記述があるが、そのような学問があるのか。

⇒【岡田座長】

発言をそのままに掲載するのではなく、その趣旨が伝わるような記述とするよう修正されたい。



【柴田委員】

⑧地域の参加・協働について、共同利用権との記述があるが、この言葉の発言の趣旨は、権利にあるのではなく、その中身の漁民や住民の主体性を重視した共同利用ができるということにある。権利というと、それに伴い発生する責任や義務ということも連想され、複雑な話になるように思うが、共同利用の内容と、その条件ということであれば、現在記述されているような責任や義務という内容は当てはまらなくなると思う。

⇒【橋本室長補佐】

共同利用権や里海指定浅海域制度のような固有名詞風の表現はわかりにくいと思われるため、その趣旨が伝わる表現、記述にしていきたい。

【鷺尾委員】

全体に幅広く抑えられてはいるが、港湾区域や特定の航路等、別の目的で管理されている海域においても、この水環境保全の考え方を考慮・配慮するという一文をどこかに謳ってほしい。港湾区域にもエコポートもあるくらいであり、聖域にされるのは困る。

⇒【岡田座長】

事務局で検討し対応していただきたい。

【西田委員】

③富栄養化対策からの発想転換について、“生態系の健全性への発想の転換が地方環境行政に求められている”と記述されており、わざと地方と限定されているのは、国は関係ないとの意志があるのか、特に意味はなかったのか。国も含めた環境行政に求められていることと思う。

⇒【岡田座長】

多分意図的ではなく、有識者の発言どおりに掲載した等によるものであろう。対応願う。

**今後の瀬戸内海の水環境保全の取り組み【資料2（第5章）】**

・事務局から、資料2（第5章）を基に、今後の取り組み（20項目）とその内容について説明がなされた。具体的には次のとおりである。

- （1）水質汚濁の防止／（2）自然景観の保全／（3）浅海域の保全等／（4）海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮／（5）埋め立てに当たっての環境保全に対する配慮／（6）廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保／（7）健全な水循環機能の維持・回復／（8）失われた良好な環境の回復／（9）島しょ部の環境の保全／（10）下水道等の整備の促進／（11）海底及び河床の汚泥の除去等／（12）水質等の監視測定／（13）環境保全に関する調査研究及び技術の開発等／（14）環境保全思想の普及及び住民参加の推進／（15）環境教育・環境学習の推進／（16）情報提供、広報の充実／（17）広域的な連携の強化等／（18）海外の閉鎖性海域との連携／（19）国の援助措置／（20）その他の取り組み

<質疑>

【松田委員】

全体の取りまとめ方として、第4章と第5章の関係がすっきりしない。第3章（基本的な考え方）と第4章（方向性）は繋がりがあがるため、第4章（方向性）の12の方向性を具体化した取り組みが何であるかという整理がわかりやすいのではないかと。今日の資料では、発言を尊重してそのまま引用しているが、実際の発言は方向性と取り組みが繋がっており、分けて話しは

しないだろう。従って、第4章（方向性）と第5章（取り組み）のつながりをよくした上で、第4章（方向性）には方向性的な内容、第5章（取り組み）には具体的な施策と、現在各章で重複している部分をわけて再編成すると、基本的な考え方の方向性、具体的な取り組みや施策の可能性が比較的わかりやすくなるのではないか。その編成からはみ出すものはその他にするなど、工夫するとよいのではないか。

⇒【橋本室長補佐】

第4章（方向性）と第5章（取り組み）の経緯としては、第4章（方向性）の12の方向性は今回の懇談会で提案された意見から分類したものであるが、第5章（取り組み）は今回の懇談会で提案された意見を瀬戸内海の環境基本計画の項目立てに仮に当てはめて整理を行った。従って、例えば、下水道等の整備という項目には実際の取り組みが挙がっていないという状況が生じている。また、その他は、現行の基本計画にはない視点の取り組みとして今回新たに挙げられたものである。

【松田委員】

第5章（取り組み）のとりまとめ方針を記述した上で、今の現行の基本計画での項目と新しい方向性とをマトリックス化し、既にフィットしたもの、改善を要するもの、新たな取り組みのないもの、今後重点的な取り組みになると思われるもの等を整理するとわかりやすくなるのではないか。

⇒【橋本室長補佐】

そのように検討したい。事務局としては必ずしも基本計画の項立てにあわせる必要はないかと思っている。懇談会での意見がなければ変更したり、新たに追加すべき項目は追加するなどを実施した上で、整理をしていきたい。その中で、第4章（方向性）の方向性との関係についてもうまく整理ができるよう検討したい。

⇒【岡田座長】

第4章（方向性）で提示された総合的な資源管理や地域再生はこれまでにない新しい方向性である。そのため、その他扱いするのはさみしい感じもする。また、今までの経緯も踏まえた上で新たな方向性・取り組みを明示する方法としては、マトリックス化など、新旧の関連がわかるような整理が必要ではないか。

【鷺尾委員】

基本計画に挙がっている項目に当てはめることにより、掲載された取り組みはオーソライズされたこととの誤解を招きかねないのではないかと懸念がある。試行的に行われてよい事例だとしても、適応条件等からあらゆる場所で応用できるとは限らない取り組みもあろうし、本懇談会で当初指摘された海域の特性にあわせた取り組みの必要性への配慮もなされないことになる。従って、これまでの枠組みだったらこうで、こういう新しい提言が出ましたというような整理の方がよいのではないかと思う。

⇒【岡田座長】

現行の基本計画での項目と新しい方向性とのマトリックス化は、既存の分類に当てはまらない新しい時代の変化に応じた取り組みの出現を明示することに意味があると思う。

【白幡委員】

水環境に合致しない項目を、その他に入れてしまうのは折角の議論が無駄になる。また、論点整理の纏め方で、記名式で思い切った考えを出すか、委員会内で合意を取って書く範囲を決め

るかで対応方法が異なる。

⇒【岡田座長】

委員の中でも意見がわかれるところと思う。私自身はもっと大胆に書いてもいいのではないかと思っている。

【真継委員】

発想の転換が必要との記述までするわけだから、第3章（基本的な考え方）、第4章（方向性）の延長線で第5章（取り組み）をまとめるべきではないか。従来の施策との関係についてはその後ろに参考くらいに入れるくらいで十分ではないか。

また、報告書のタイトルが「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」と水環境の保全となっているが、懇談会では水環境に限らない非常に幅広いヒアリングを行ってきたわけなので、水環境ではなくて環境保全なのではないか。そもそも我々が思う保全を指向するのであれば、今回のような幅広さが必要になると思う。兵庫県では瀬戸内海には橋がついたが過疎化が進行して山も荒れていることが問題視されている。山の管理ができないと海にも悪影響があるが、過疎化により山の管理ができなくなっている。このような時に、豊かな海にするにはNPOや多くの人の活動により地域が活性化し再生できると考えている。このように瀬戸内海の問題を解決するためには、水環境以外のものや観点も大いに必要になってくるし、ますます地方分散型の社会の必要性を感じている。そのような趣旨の報告書になるとよいのではないか。従って、第3章（基本的な考え方）、第4章（方向性）と新しい観点も入った内容が、急に第5章（取り組み）で従来のトーンになるのはむしろ違和感があるので、工夫が必要でないか。

⇒【岡田座長】

瀬戸内海部会は水に限定しておらず、全てを含んでいるはずであることから、事務局はそのような方向で可能な限り検討していただきたい。

## （2）その他

- ・次回は平成23年3月7日に開催することとし、それまでの間、今回の意見を踏まえ、委員と事務局の間で修正についての調整を行うこととされた。

以上